

独立行政法人国立文化財機構アソシエイトフェローの給与に関する細則

平成20年7月11日

国立文化財機構細則第26号

(目的)

**第1条** この細則は、独立行政法人国立文化財機構アソシエイトフェローの就業に関する規則（以下「就業規則」という。）第25条に基づき、アソシエイトフェロー（以下「フェロー」という。）の給与に関することを定めることを目的とする。

(給与)

**第2条** フェローの給与は年俸、年俸の調整額及び諸手当として支給する。

- 2 フェローの受ける年俸は、別表7に定める年俸表に定める級及び号俸により決定する。
- 3 年俸は一会計年度で支給する。年度の中で採用された者の年俸額は、採用日から年度の終わりの日までの期間に応じた額とし、年度の中で退職した者の年俸額は年度の初めの日から退職日までの期間に応じた額とする。
- 4 この細則において要勤務日数とは、当該年の総日数から独立行政法人国立文化財機構アソシエイトフェローの勤務時間・休暇等に関する細則（以下「勤務時間細則」という。）第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数とする。
- 5 諸手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当とする。
- 6 就業規則第12条の規定に基づき休職とされた者及び第35条の規定に基づき育児・介護休業とされた者については、当該期間にかかる給与は支給しない。

(給与の支給日)

**第3条** 年俸は、その12分の1の額（以下「基本給」という。）を、毎月17日（以下「支給日」という。）に支給する。

- 2 年俸の調整額は、その12分の1の額（以下「基本給の調整額」という。）を、毎月の支給日に支給する。
- 3 扶養手当、地域手当、住居手当は、その月の月額的全額を毎月の支給日に、超過勤務手当、休日給、夜勤手当は、一月の初日から末日までの勤務実績に応じた分について翌月の支給日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日に、支給日が月曜日かつ休日に当たるときは支給日の翌日に、支給する。
- 4 通勤手当は、支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として独立行政法人国立文化財機構職員の通勤手当に関する細則に準じて定める期間に係る最初の月の支給日に支給する。

5 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(給与の支払い)

第4条 フェローの給与は、通貨で直接フェローにその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 フェローの給与は、フェローが自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(日割計算)

第5条 新たにフェローとなった者には、採用の日から給与を支給し、職務内容の変更等により、基本給に異動を生じた者には、異動を生じた日から新たに定められた給与を支給する。

2 フェローが退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 フェローが死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外、又はその月の末日まで支給する以外の場合は、その給与額は、その月の現日数から勤務時間細則第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前項の規定は第16条に規定する年俸の調整額及び第18条に規定する地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第6条 第19条、第20条、第21条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額（以下この細則において「時間給」という）は、基本給、基本給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額合計額を1箇月の平均所定勤務時間で除して得た額とする。

2 前項の1箇月の平均所定勤務時間は、当該年の要勤務日数に1日の所定勤務時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間とする。

(端数計算)

第7条 前条に規定する時間給を算定する場合において、その額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第8条 この細則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(職務の級の決定)

第9条 年俸表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別表1に

定める級別標準職務表に定める。

- 2 就業規則第3条第1項のフェローとして雇用される者は級別標準職務表の3級に、第3条第2項のフェローとして雇用される者は同表の2級もしくは1級に格付けるものとする。
- 3 フェローは、職務の内容に変更があった場合にのみ職務の級を異動するものとし、昇格、降格はしない。この場合の号俸の決定は第11条から第14条までの規定を準用して行う。

#### (採用予定者の年俸)

**第10条** 新たにフェローを採用する場合、原則として、その者が行うこととなる職務の内容、必要とされる学歴免許等の資格、経験及び当該採用に係る予算を考慮して、級及び号俸を予め定める。

#### (経験の年数の起算及び換算)

**第11条** 新たに採用された者の経験年数は、その者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数とする。ただし、その者の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることが施設内の他の者との均衡上必要である場合には、その資格を取得した以後の経験年数とする。

- 2 前項の学歴免許等の資格区分については、別表2に定める学歴免許等資格区分表に定める。
- 3 前2項による学歴免許等の資格取得以後の経歴のうち、フェローとして同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表3に定める経験の年数換算表に定めるところによりフェローとして同種の職務に在職した年数に換算することができる。

#### (経験年数の調整)

**第12条** 新たにフェローとなった者のうち第11条に定める経験年数を有する者の経験年数は、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（3級に格付けられるものにあつては大学卒業後12年を超える経験年数（大学卒業以外の学歴免許等を経験年数の起算としている者については、正規の就学年数分の年数を加減した経験年数）とし、フェローの職務にその経験が直接役立つと認められる職務（その者の職務と同等の職務（常時勤務を要する職に限る）又はそれ以外の職務で在職した年数を経験年数換算表に定めるところにより100分の100の換算率によって換算した場合における当該職務）に従事した期間のあるフェローの経験年数のうち施設の他の者との均衡を考慮して施設の長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した月数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）の経験年数とする。

#### (初任給基準表の適用方法)

**第13条** 新たにフェローを採用する場合及び採用されたフェローの年俸を決定する場合において基準となる号俸を別表5に定める初任給基準表として定める。

- 2 初任給基準表において定められた経験年数とは、フェローとして同種の職務に従事し

た期間（第11条及び第12条により換算，調整され，第14条第3項により加減された経験年数を含む。）を指す。

- 3 初任給基準表は基準となる学歴免許等の資格区分に応じ，下記4表として定める。
  - (1) 基準となる学歴免許等の資格区分：高校卒業 別表5-1
  - (2) 基準となる学歴免許等の資格区分：大学卒業 別表5-2
  - (3) 基準となる学歴免許等の資格区分：修士号取得 別表5-3
  - (4) 基準となる学歴免許等の資格区分：博士号取得 別表5-4
- 4 新たに採用されたフェローの年俵を決定する場合には，その者が有する最も高い学歴免許等の資格区分より高い学歴免許等の区分を基準とする初任給基準表を適用することはできない。

**（新規採用者の年俵）**

**第14条** 新たに採用されたフェローの学歴免許等の資格及び第12条による調整後の経験年数が，第10条により定めた学歴免許等の資格及び経験年数と異なる場合，その者の学歴免許等の資格及び第12条による調整後の経験年数に基づき，当該採用に係る予算，その者が従事する職務の内容及び施設内の他の者との均衡を鑑みたうえで，初任給基準表を用いて号俵を決定することができる。

- 2 前項により号俵を決定された者が，号俵決定の基準となった初任給基準表上の経験年数のうち最も短いものより長い経験年数を有する場合，その差の年数の数に4を乗じた号俵数を前項の号俵に加算することができる。
- 3 前2項の規定により号俵を決定する場合において，それぞれの初任給基準表の基準となっている学歴免許等の資格と異なる学歴免許等の資格を基準に初任給基準表を用いる場合，学歴免許等の資格の差により生じる経験年数の差は，就学年数として，別表4に定める就学年数調整表に基づき経験年数に加減する。

**（昇給）**

**第15条** フェローの昇給は，4月1日（以下この条において「基準日」という。）に，同日前1年間（当該期間の中途において新たにフェローとなった者にあつては，新たにフェローとなった日から基準日の前日までの期間。以下「基準期間」という。）におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし，当該フェローを監督する地位にある者の証明を得て行う。この場合において，当該証明が得られない者は昇給しない。

- 2 前項の規定によりフェローを昇給させる場合の号俵数は，基準期間の全部を良好に勤務したフェローの昇給の号俵数を4号俵（基準日に55歳を超える者は2号俵），基準期間の6分の1に相当する期間の日数以上の要勤務日を勤務していない者についての昇給の号俵数を2号俵（基準日に55歳を超える者は1号俵）とし，基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の要勤務日を勤務していない者については昇給しない（0号俵）ものとする（この項に定める各号俵数を以下「標準号俵数」という）。
- 3 勤務成績に応じて決定される昇給の区分及びそれらの昇給号俵数等については，職員

の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「職員初任給細則」という。）に準じて行うことができる。

- 4 年度の中途に新たにフェローとなった者の昇給の号俸数は標準号俸数に、採用された日から基準日の前日までの期間の月数（1月未満の端数切上げ）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）に相当する号俸とする（号俸数が0となる者については昇給しない）。
- 5 フェローの昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 6 復職時等における号俸の調整については、職員初任給細則に準じて行うことができる。
- 7 第1項の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

**（年俸の調整額）**

**第16条** 奈良文化財研究所都城発掘調査部及び企画調整部に勤務し、宮跡の発掘に直接従事することを本務とする者及び当該発掘にかかわる記録写真撮影を行うことを本務とする者については、勤労環境等の勤務条件が同じ職務の級に属する他の者に比して特殊であるため、支給される年俸額に調整を行う。

- 2 前項の調整は、別表8に定める年俸の調整額表に基づき、当該フェローの職務の級及び号俸に応じた調整額を年俸に加算することによって行う。

**（住居手当、扶養手当、通勤手当）**

**第17条** 住居手当、扶養手当、通勤手当の支給及び認定は、独立行政法人国立文化財機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に準じて行う。

**（地域手当）**

**第18条** 地域手当は、別表6に定める勤務場所に勤務するフェローに支給する。

- 2 地域手当の月額額は、基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額の合計額に、別表6に定める支給割合を乗じて得た額とする。

**（超過勤務手当）**

**第19条** 超過勤務手当は、業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられたフェローに、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき次の各号に定めるところにより支給する。

- (1) 1日の実労働の時間又は1週間の実労働の時間が法定労働時間に達するまでは、第6条に定める時間給を支給し、1日の実労働の時間又は1週間の実労働の時間が法定労働時間を超えて勤務した場合には、時間給に100分の125を乗じて得た額を支給する。
- (2) 勤務しない日（次条に該当する休日である場合を除く。）に勤務を命じられた場合には、勤務1時間につき、前号に定める割合による額を支給する。

**第19条の2** 勤務時間細則第7条に基づき、法定労働時間を超えて又は同細則第10条

の休日に勤務を命じられた場合において、法定の労働時間を超えた時間と休日に勤務した時間の合計が1箇月について60時間を超えたフェローには、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前条及び次条の規定にかかわらず、第6条に定める時間給に100分の150を乗じて得た額を支給する。

(休日給)

**第20条** 勤務時間細則第10条に規定する休日（勤務時間細則第11条の規定により代休を与えられる場合を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられたフェローには、勤務を命じられた全時間（勤務時間細則第11条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は除く。）に対して、勤務1時間につき、第6条に定める時間給の100分の135を休日給として支給する。

(夜勤手当)

**第21条** 業務上の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたフェローには、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、第6条に定める時間給の100分の25を夜勤手当として支給する。

(期末手当)

**第22条** 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び第23条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して、それぞれ第3条第5項で定める日に支給する。

2 期末手当は、基準日においてフェローが受ける基本給及び基本給の調整額を基礎に計算するものとし、その他計算に関して必要な事項は職員給与規程を準用する。

(勤勉手当)

**第23条** 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する者に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

2 勤勉手当は、基準日においてフェローが受ける基本給及び基本給の調整額を基礎に計算するものとし、その他計算に関して必要な事項は職員給与規程を準用する。

(給与の減額)

**第24条** フェローが勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第6条に定める時間給にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 当分の間、前項の規定にかかわらず、フェローが負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日（一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇又は就業禁止措置が引き続いている場合においては、当初の病気休暇又は就業禁止措置の開始の日）から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日（1回の勤務に割り振られた勤務時

間のすべてを病気休暇又は就業禁止措置により勤務しなかった日に限る。)につき、基本給の半額を減ずる。

- 3 前項の規定の適用については、勤務時間細則第21条第1項各号に定める休暇の期間その他別に定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

(その他給与の決定及び支給等に関すること)

**第25条** その他給与の決定及び支給等に関してこの規則に定めのないものについては、職員給与規程及び職員初任給細則を準用する。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成20年7月11日から施行する。
- 2 平成21年4月1日、平成22年4月1日における昇給の標準号俸数は第15条第2項に定める号俸数から1を減じた号俸とする。1を減じた数が0以下となる場合は昇給しない。
- 3 平成20年7月11日以降に新たにフェローとなり、その者の号俸の決定について第14条の規定の適用をすることとなった者のうち、新たにフェローとなった日(以下この項において「採用日」という。)から、第12条の規定による経験年数の数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年4月1日前となるものの採用日における号俸は、第14条の規定に係わらず、採用日から調整年数を遡った日(平成22年4月1日以降に新たにフェローとなった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年度の2月1日以後である場合にあつては、同年度の翌年度の4月1日)の翌日から採用日までの間における第15条に規定する昇給日(平成19年4月1日から平成22年4月1日まで(平成23年4月1日以後に新たにフェローとなり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成21年4月1日まで)の間におけるものに限る。)の数に相当する号数を減じて得た号数の号俸とする。

#### 附 則

この細則は、平成21年3月27日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成21年12月1日に改正し、同日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、本規程第29条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間にフェロー以外の者又はフェローであって適用される年俸表並びにその級及び号俸がそれぞれ次の表の年俸表欄，級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらのフェロー以外のフェロー（以下「減額改定対象フェロー」という。）となった者にあつては，その減額改定対象フェローとなった日）においてフェローが受けるべき基本給，基本給の調整額，扶養手当，地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に，同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において，在職しなかった期間，基本給を支給されなかった期間又は減額改定対象フェロー以外のフェローであった期間があるフェローにあつては，当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

年俸表	級	号俸
フェロー年俸表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで

- (2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

**附 則**

この細則は，平成22年1月22日に改正し，平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この細則は，平成22年12月24日に改正し，同日から施行，平成22年12月1日から適用する。

**(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)**

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は，本規程第29条第2項の規定にかかわらず，当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において，調整額が基準額以上となるときは，期末手当は支給しない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間にフェロー以外の者又はフェローであって適用される年俸表並びにその級及び号俸がそれぞれ次の表の年俸表欄，級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらのフェロー以外のフェロー（以下「減額改定対象フェロー」という。）となった者にあつては，その減額改定対象フェローとなった日）においてフェローが受けるべき基本給，基本給の調整額，扶養手当，地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に，同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施



行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、基本給を支給されなかった期間又は減額改定対象フェロー以外のフェローであった期間があるフェローにあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数) を乗じて得た額

年俸表	級	号俸
フェロー年俸表	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで

(2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

**(平成23年4月1日における号俸の調整)**

3 平成23年4月1日において43歳に満たないフェロー（職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成23年4月1日において第15条の規定により昇給したフェローその他当該フェローとの権衡上必要があると認められるフェローの平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とすることができる。

**附 則**

この細則は、平成23年3月4日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この細則は、平成24年3月23日に改正し、同日から施行、平成24年3月1日から適用する。

**(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)**

2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、本規程第29条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から平成24年3月1日までの間にフェロー以外の者又はフェローであつて適用される年俸表並びにその級及び号俸がそれぞれ次の表の年俸表欄、級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらのフェロー以外のフェロー（以下「減額改定対象フェロー」という。）となった者にあつては、その減額改定対象フェローとなった日）においてフェローが受けるべき基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日か

ら施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、基本給を支給されなかった期間又は減額改定対象フェロー以外のフェローであった期間があるフェローにあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数) を乗じて得た額

年俸表	級	号俸
フェロー年俸表	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から52号俸まで

(2) 平成23年6月及び平成23年12月に支給されたそれぞれの期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

**附 則**

**(施行期日)**

1 この細則は、平成24年3月23日に改正し、平成24年4月1日から施行する。

**(平成24年4月1日における号俸の調整)**

2 平成24年4月1日において36歳に満たないフェロー（同日において、職務の級における最高の号俸を受けるフェローを除く。）のうち、当該フェローの平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第16条の規定による昇給その他の号俸の決定状況（以下この項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるフェローの平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（フェローの調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるフェローにあっては、2号俸）上位の号俸とすることができる。

**附 則**

この規則は、平成25年10月31日に改正し、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この細則は、平成26年3月20日に改正し、平成26年4月1日から施行する。

**(平成26年4月1日における号俸の調整)**

2 平成26年4月1日において45歳に満たないフェロー（同日において、職務の級における最高の号俸を受けるフェローを除く。）のうち、当該フェローの平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成24年4月1日の第16条の規定による昇給その他の号俸の決定状況を考慮して調整の必要があるフェローの平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とすることができる。

**附 則**

この規則は、平成27年3月20日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

別表1 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1  研究員及び上級のフェローの指揮監督の下に研究を行う職務 2  専門的事項の知識と経験を用いて行う職務
2級	1  相当高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して、又は指導して行う職務 2  相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級の研究員及びフェローの概括的な指導の下に研究を行う職務 3  相当高度の専門的事項の知識と経験を用いて行う職務
3級	1  高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う職務 2  高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う職務 3  高度の専門的事項の知識と経験を用いて行う職務

別表2 学歴免許等資格区分表

学歴免許等 (正規の修学年数)	学歴免許等の資格
博士課程修了 (3年)	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると施設の長が認める学歴免許等の資格
修士課程修了 (2年)	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると施設の長が認める学歴免許等の資格
大学6卒 (6年)	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修学年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると施設の長が認める学歴免許等の資格
大学専攻科卒 (5年)	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると施設の長が認める学歴免許等の資格
大学4卒 (4年)	(1) 学校教育法による4年生の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部(修学年限4年のものに限る。)の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると施設の長が認める学歴免許等の資格

短大3卒 (3年)	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると施設の長が認める学歴免許等の資格
短大2卒 (2年)	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる就業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修学年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると施設の長が認める学歴免許等の資格
短大1卒 (1年)	(1) 海上保安学校本科の修学年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると施設の長が認める学歴免許等の資格
高校専攻科卒 (4年)	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると施設の長が認める学歴免許等の資格
新高3卒 (3年)	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると施設の長が認める学歴免許等の資格

別表3 経験年数換算表

経 歴		換 算 率
国家公務員、地方公務員、 独立行政法人及び国立大 学法人又は旧公共企業体、 政府関係機関若しくは外 国政府の常時勤務を要す る職としての在職期間	フェローの職務とその種類が 類似する職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下(施設の 他のフェローとの均衡を 著しく失う場合は10 0/100以下)
民間における企業体、団体 等の常時勤務を要する職 としての在職期間	フェローとしての職務にその 経験が直接役立つと認められ る職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下

学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る)		100/100以下
その他の期間	教育に関する職務等特殊の知識, 技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で, その職務についての経験がフェローとしての職務に直接役立つと認められるもの	100/100以下
	技能, 労務等の職務に従事した期間で, その職務についての経験がフェローとしての職務に役立つと認められるもの	50/100以下(施設内の他のフェローとの均衡を著しく失う場合は, 80/100以下)
	その他の期間	25/100以下(施設内の他のフェローとの均衡を著しく失う場合は, 50/100以下)

別表4 修学年数調整表

当該者の学歴 免許等区分	修学年数	初任給基準表			
		表5-4 博士号取得	表5-3 修士号取得	表5-2 大学卒業	表5-1 高校卒業
博士号取得	21年		+3年	+5年	+9年
修士号取得	18年	-3年		+2年	+6年
大学6卒	18年	-3年		+2年	+6年
大学専攻科卒	17年	-4年	-1年	+1年	+5年
大学4卒	16年	-5年	-2年		+4年
短大3卒	15年	-6年	-3年	-1年	+3年
短大2卒	14年	-7年	-4年	-2年	+2年
短大1卒	13年	-8年	-5年	-3年	+1年
高校専攻科卒	13年	-8年	-5年	-3年	+1年
高校3卒	12年	-9年	-6年	-4年	

別表5-1 初任給基準表（学歴免許等の資格：高校卒業）

経験年数	学歴	1級	2級	3級
0年～2年未満	高校卒業	5号俸	-	-
2年～4年未満	短大卒相当	10号俸	-	-
4年～6年未満	大卒相当	21号俸	-	-
6年～9年未満	修士修相当	29号俸	5号俸	-
9年～12年未満	博士満期相当	41号俸	17号俸	-
12年～15年未満		53号俸	29号俸	-
15年～18年未満		66号俸	41号俸	5号俸
18年～22年未満		78号俸	53号俸	14号俸
22年～27年未満		94号俸	69号俸	30号俸
27年～32年未満		-	89号俸	50号俸
32年以上		-	-	70号俸

別表5-2 初任給基準表（学歴免許等の資格：大学卒業）

経験年数	学歴	1級	2級	3級
0～2年未満	大学卒業	29号俸	6号俸	-
2年～5年未満	修士修相当	37号俸	14号俸	-
5年～8年未満	博士満期相当	49号俸	26号俸	-
8年～11年未満		62号俸	38号俸	5号俸 (9年～)
11年～14年未満		74号俸	50号俸	13号俸
14年～18年未満		86号俸	62号俸	25号俸
18年～23年未満		100号俸	78号俸	41号俸
23年～28年未満		-	98号俸	61号俸
28年以上		-	-	81号俸

別表5-3 初任給基準表（学歴免許等の資格：修士号取得）

経験年数	学歴	1級	2級	3級
0年～3年未満	修士号取得	40号俸	17号俸	-
3年～6年未満	博士満期相当	52号俸	29号俸	-
6年～9年未満		65号俸	41号俸	5号俸
9年～12年未満		77号俸	53号俸	17号俸
12年～16年未満		89号俸	65号俸	29号俸
16年～21年未満		103号俸	81号俸	45号俸
21年～26年未満		-	101号俸	65号俸
26年以上		-	-	85号俸

別表5-4 初任給基準表（学歴免許等の資格：博士号取得）

経験年数	学歴	1級	2級	3級
0年～3年未満	博士号取得	60号俸	37号俸	5号俸 (1年～)
3年～6年未満		72号俸	49号俸	13号俸
6年～9年未満		84号俸	61号俸	25号俸
9年～13年未満		96号俸	73号俸	37号俸
13年～18年未満		111号俸	89号俸	53号俸
18年～23年未満		-	109号俸	73号俸
23年以上		-	-	93号俸

別表6 地域手当の支給割合

支給地域	該当施設	支給割合
東京都特別区	法人本部事務局 東京国立博物館 東京文化財研究所	100分の17
京都府京都市	京都国立博物館	100分の10
奈良県奈良市	奈良国立博物館 奈良文化財研究所	100分の9
福岡県太宰府市	九州国立博物館	100分の3
大阪府堺市	アジア太平洋無形文化遺産研究センター	100分の10



別表 7 年俸表

	1 級	2 級	3 級
1	1,424,844	1,943,544	2,885,400
2	1,436,400	1,968,744	2,914,800
3	1,449,000	1,993,944	2,944,200
4	1,460,544	2,019,144	2,973,600
5	1,472,100	2,045,400	3,000,900
6	1,485,744	2,069,544	3,030,300
7	1,499,400	2,093,700	3,059,700
8	1,513,044	2,117,844	3,089,100
9	1,524,600	2,139,900	3,116,400
10	1,542,444	2,164,044	3,145,800
11	1,559,244	2,188,200	3,175,200
12	1,576,044	2,212,344	3,204,600
13	1,591,800	2,235,444	3,231,900
14	1,611,744	2,260,644	3,261,300
15	1,631,700	2,285,844	3,290,700
16	1,652,700	2,311,044	3,320,100
17	1,671,600	2,335,200	3,347,400
18	1,693,644	2,365,644	3,371,544
19	1,716,744	2,396,100	3,395,700
20	1,738,800	2,426,544	3,419,844
21	1,761,900	2,454,900	3,445,044
22	1,787,100	2,484,300	3,467,100
23	1,811,244	2,513,700	3,488,100
24	1,835,400	2,543,100	3,510,144
25	1,857,444	2,573,544	3,533,244
26	1,879,500	2,601,900	3,553,200
27	1,901,544	2,630,244	3,573,144
28	1,923,600	2,658,600	3,593,100
29	1,944,600	2,688,000	3,614,100
30	1,963,500	2,713,200	3,631,944
31	1,982,400	2,738,400	3,649,800

	1 級	2 級	3 級
32	2,001,300	2,763,600	3,667,644
33	2,020,200	2,784,600	3,683,400
34	2,040,144	2,810,844	3,699,144
35	2,060,100	2,836,044	3,714,900
36	2,080,044	2,861,244	3,730,644
37	2,097,900	2,884,344	3,745,344
38	2,117,844	2,904,300	3,760,044
39	2,137,800	2,924,244	3,774,744
40	2,157,744	2,944,200	3,789,444
41	2,178,744	2,962,044	3,799,944
42	2,198,700	2,975,700	3,812,544
43	2,218,644	2,989,344	3,826,200
44	2,238,600	3,003,000	3,838,800
45	2,258,544	3,013,500	3,852,444
46	2,279,544	3,027,144	3,866,100
47	2,300,544	3,040,800	3,879,744
48	2,321,544	3,054,444	3,893,400
49	2,340,444	3,069,144	3,904,944
50	2,361,444	3,082,800	3,918,600
51	2,382,444	3,096,444	3,932,244
52	2,403,444	3,110,100	3,945,900
53	2,422,344	3,122,700	3,953,244
54	2,443,344	3,136,344	3,963,744
55	2,464,344	3,150,000	3,974,244
56	2,485,344	3,163,644	3,984,744
57	2,503,200	3,175,200	3,994,200
58	2,518,944	3,187,800	4,002,600
59	2,533,644	3,200,400	4,009,944
60	2,549,400	3,213,000	4,017,300
61	2,563,044	3,224,544	4,023,600
62	2,577,744	3,236,100	4,032,000

別表7 年俸表(つづき)

	1 級	2 級	3 級
63	2,592,444	3,247,644	4,041,444
64	2,607,144	3,259,200	4,050,900
65	2,622,900	3,271,800	4,058,244
66	2,637,600	3,283,344	4,066,644
67	2,652,300	3,294,900	4,075,044
68	2,667,000	3,306,444	4,083,444
69	2,680,644	3,319,044	4,089,744
70	2,696,400	3,330,600	4,097,100
71	2,712,144	3,342,144	4,104,444
72	2,727,900	3,353,700	4,111,800
73	2,742,600	3,363,144	4,119,144
74	2,757,300	3,374,700	4,126,500
75	2,772,000	3,386,244	4,133,844
76	2,786,700	3,397,800	4,141,200
77	2,798,244	3,409,344	4,149,600
78	2,811,900	3,419,844	4,155,900
79	2,825,544	3,430,344	4,163,244
80	2,839,200	3,440,844	4,170,600
81	2,853,900	3,452,400	4,177,944
82	2,867,544	3,460,800	4,185,300
83	2,881,200	3,468,144	4,192,644
84	2,894,844	3,476,544	4,200,000
85	2,907,444	3,482,844	4,205,244
86	2,921,100	3,488,100	4,212,600
87	2,934,744	3,493,344	4,219,944
88	2,948,400	3,498,600	4,227,300
89	2,959,944	3,501,744	4,231,500
90	2,972,544	3,507,000	
91	2,985,144	3,512,244	
92	2,997,744	3,517,500	

	1 級	2 級	3 級
93	3,009,300	3,520,644	
94	3,019,800	3,525,900	
95	3,030,300	3,531,144	
96	3,040,800	3,536,400	
97	3,047,100	3,542,700	
98	3,056,544	3,547,944	
99	3,066,000	3,553,200	
100	3,075,444	3,558,444	
101	3,084,900	3,563,700	
102	3,092,244	3,568,944	
103	3,099,600	3,574,200	
104	3,106,944	3,579,444	
105	3,115,344	3,584,700	
106	3,120,600	3,589,944	
107	3,125,844	3,595,200	
108	3,131,100	3,600,444	
109	3,133,200	3,606,744	
110	3,137,400	3,612,000	
111	3,140,544	3,617,244	
112	3,143,700	3,622,500	
113	3,147,900	3,628,800	
114	3,151,044	3,634,044	
115	3,154,200	3,639,300	
116	3,157,344	3,644,544	
117	3,160,500	3,649,800	
118	3,164,700	3,655,044	
119	3,168,900	3,660,300	
120	3,173,100	3,665,544	
121	3,176,244	3,669,744	

別表8 年俸の調整額表

	1 級	2 級	3 級
1	64,104	87,444	114,444
2	64,632	88,584	114,444
3	65,196	89,712	114,444
4	65,712	90,852	114,444
5	66,240	92,040	114,444
6	66,852	93,120	114,444
7	67,464	94,212	114,444
8	68,076	95,292	114,444
9	68,604	96,288	114,444
10	69,396	97,368	114,444
11	70,152	97,644	114,444
12	70,908	97,644	114,444
13	71,628	97,644	114,444
14	72,516	97,644	114,444
15	73,416	97,644	114,444
16	74,364	97,644	114,444
17	75,216	97,644	114,444
18	76,200	97,644	114,444
19	77,244	97,644	114,444
20	78,240	97,644	114,444
21	79,284	97,644	114,444
22	80,412	97,644	114,444
23	81,492	97,644	114,444
24	82,584	97,644	114,444
25	83,580	97,644	114,444
26	84,000	97,644	114,444
27	84,000	97,644	114,444
28	84,000	97,644	114,444
29	84,000	97,644	114,444
30	84,000	97,644	114,444
31	84,000	97,644	114,444

	1 級	2 級	3 級
32	84,000	97,644	114,444
33	84,000	97,644	114,444
34	84,000	97,644	114,444
35	84,000	97,644	114,444
36	84,000	97,644	114,444
37	84,000	97,644	114,444
38	84,000	97,644	114,444
39	84,000	97,644	114,444
40	84,000	97,644	114,444
41	84,000	97,644	114,444
42	84,000	97,644	114,444
43	84,000	97,644	114,444
44	84,000	97,644	114,444
45	84,000	97,644	114,444
46	84,000	97,644	114,444
47	84,000	97,644	114,444
48	84,000	97,644	114,444
49	84,000	97,644	114,444
50	84,000	97,644	114,444
51	84,000	97,644	114,444
52	84,000	97,644	114,444
53	84,000	97,644	114,444
54	84,000	97,644	114,444
55	84,000	97,644	114,444
56	84,000	97,644	114,444
57	84,000	97,644	114,444
58	84,000	97,644	114,444
59	84,000	97,644	114,444
60	84,000	97,644	114,444
61	84,000	97,644	114,444
62	84,000	97,644	114,444

別表8 年俸の調整額表 (つづき)

	1 級	2 級	3 級
63	84,000	97,644	114,444
64	84,000	97,644	114,444
65	84,000	97,644	114,444
66	84,000	97,644	114,444
67	84,000	97,644	114,444
68	84,000	97,644	114,444
69	84,000	97,644	114,444
70	84,000	97,644	114,444
71	84,000	97,644	114,444
72	84,000	97,644	114,444
73	84,000	97,644	114,444
74	84,000	97,644	114,444
75	84,000	97,644	114,444
76	84,000	97,644	114,444
77	84,000	97,644	114,444
78	84,000	97,644	114,444
79	84,000	97,644	114,444
80	84,000	97,644	114,444
81	84,000	97,644	114,444
82	84,000	97,644	114,444
83	84,000	97,644	114,444
84	84,000	97,644	114,444
85	84,000	97,644	114,444
86	84,000	97,644	114,444
87	84,000	97,644	114,444
88	84,000	97,644	114,444
89	84,000	97,644	114,444
90	84,000	97,644	
91	84,000	97,644	
92	84,000	97,644	

	1 級	2 級	3 級
93	84,000	97,644	
94	84,000	97,644	
95	84,000	97,644	
96	84,000	97,644	
97	84,000	97,644	
98	84,000	97,644	
99	84,000	97,644	
100	84,000	97,644	
101	84,000	97,644	
102	84,000	97,644	
103	84,000	97,644	
104	84,000	97,644	
105	84,000	97,644	
106	84,000	97,644	
107	84,000	97,644	
108	84,000	97,644	
109	84,000	97,644	
110	84,000	97,644	
111	84,000	97,644	
112	84,000	97,644	
113	84,000	97,644	
114	84,000	97,644	
115	84,000	97,644	
116	84,000	97,644	
117	84,000	97,644	
118	84,000	97,644	
119	84,000	97,644	
120	84,000	97,644	
121	84,000	97,644	